

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

(2024年度実績)

住 所 宮城県名取市下増田字南原無番地

事 業 者 名 仙台国際空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役 前田 基
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
仙台空港 旅客ターミナル	2025年度中に旅客搭乗橋全数（8基）を段差のない搭乗橋とする。	2025年2月 旅客搭乗橋1基を 段差のない機種に更新。 2024年度末進捗率87.5% (7/8基)

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の
主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ランプバスでの乗降支援 と安全運行	車椅子旅客が円滑に乗降できるようスロープ板を使用した役務を提供する。 車椅子旅客が安全に乗車できるよう車椅子固定装置を使用した役務を提供する。	ランプバス利用の車椅子旅客 に対し、スロープ板による乗 降支援を行うとともに車椅子 固定装置を使用し安全運行を 行った。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ランプバスでの乗降介助	車椅子旅客のバス利用があった場合は、介助者を配置の上、乗降介助を行う。	ランプバス利用の車椅子旅客に対し、介助者を配置し乗降介助を行った。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページを活用した情報提供	空港ホームページにて各種情報を提供する。	空港ホームページを適宜リバイスし、利用者の使い勝手を向上。交通アクセス情報、バリアフリー情報等を提供。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格取得推進 ランプバスの車椅子乗降用設備、固定設備の取扱訓練	空港運営会社入職者に対し、サービス介助士資格取得を推進する。 ランプバス乗降用スロープ板及び車椅子固定装置の適切な取扱方法習熟に向け、乗務員の教育訓練を行う。	2024年度 資格取得支援講習1回実施。 2024年度 教育訓練1回実施。新規乗務員は都度教育実施。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター等による啓発活動	高齢者・障害者等が円滑にバリアフリー施設を利用できるよう、ポスター等の掲出により一般利用者に対し、利用マナーの啓発を行う、	掲示物により多目的トイレの適正利用呼びかけを実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ターミナルビル及び航空会社等に寄せられた障害者等の意見を共有し、運用・改善に活用している。

(3) 報告書の公表方法

仙台空港ホームページ(企業サイト)
→当社の取り組み「その他の取り組み」に掲出。
<https://www.sendai-airport.co.jp/company/other/>

(4) その他

Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(2025年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
仙台空港旅客ターミナルビル	宮城県 名取市	人 10,352	○	○	総数 14 旅客搭乗橋 設置数 (6)	○	○	○
仙台空港CIQ区画【参考】	宮城県 名取市	0	×	○	総数 0 旅客搭乗橋 設置数 (0)	○	×	×
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合 計) 計仙台空港ターミナル			1	1	総数 14 旅客搭乗橋 設置数 (6)	1	1	1

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	×
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	×

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 皿については、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。